

第4 盛岡市乳幼児総合診査運営委員会、同常任委員会

盛岡市乳幼児総合診査運営委員会要綱

昭和58年10月18日
市長 決裁

(趣旨)

第1条 乳幼児の心身障がいを早期に発見し、適正な指導を行うため盛岡市乳幼児総合診査運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員)

第2条 運営委員は市長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。任期途中において委嘱される運営委員の任期は前任者の残任期間とする。

(協議)

第3条 運営委員は次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 総合診査にかかる事項及び療育指導に関すること。
- (2) 関係機関との連携に関すること。
- (3) その他総合診査に関して市長及び委員会が必要と認める事項。

(補則)

第4条 この要綱に定めてあるものほか必要な事項については、市長が別にこれを定める。

附則

この要綱は、昭和58年10月18日から施行する。

盛岡市乳幼児総合診査運営委員会内規

昭和58年10月18日

市長 決裁

(趣旨)

第1 この内規は、盛岡市乳幼児総合診査運営委員会要綱に定めるもののほか、運営委員会（以下「委員会」という。）運営の円滑適正を図るために必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2 委員会に会長及び副会長1名を置き委員の互選とする。

2 会長は会務を統理し、会議の議長となる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第3 委員会は会長が招集する。

2 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところとする。

(常任委員)

第4 委員会の経常的専門事項を処理するため常任委員若干名を置く。

2 常任委員は運営委員のうちから会長が指名する。

3 常任委員会に委員長および副委員長1名を置き、会長が指名する。

4 常任委員会で協議したことは委員会に報告し承認を受けなければならない。

(診査専門員)

第5 常任委員会は診査にあたり、技術を有する専門員にその職務を代行させることができる。

2 専門員は診査の結果について常任委員会に報告するものとする。

3 専門員はその都度市長が依頼する。

(庶務)

第6 委員会の庶務は盛岡市保健所健康推進課において処理する。

附 則

この内規は、昭和58年10月18日から施行する。

盛岡市乳幼児総合診査運営委員名簿

(任期:平成25年4月1日～平成27年3月31日)

氏名	所属	備考
伊東宗行	みちのく療育園施設長	運営委員会副会長 常任委員長
五安城正敏	盛岡市教育委員会 指導主事	常任委員
加藤章信	盛岡市立病院事業管理者	
亀井淳	岩手医科大学医学部講師(小児科学講座)	常任委員
工藤卓次	盛岡市医師会 理事	
小林有一	盛岡市医師会 理事	常任委員
佐々木文枝	盛岡市障がい福祉課 主任保健師	
佐々木雅子	盛岡市立太田保育園園長	
嶋田泉司	岩手県立療育センター所長	常任委員
滝吉美知香	岩手大学教育学部准教授(特別支援教育科)	
千田勝一	岩手医科大学医学部教授(小児科学講座)	
名古屋恒彦	岩手大学教育学部教授(特別支援教育科)	常任委員
福士晴美	みなみ幼稚園園長	
本田惠	南昌病院リハビリセンター長	副常任委員長
三浦義孝	盛岡市医師会小児科医会会长	運営委員会会長 常任委員
村井盛子	盛岡市医師会(耳鼻咽喉科)	
八木淳子	岩手医科大学医学部講師(神経精神科学講座)	
矢作淳	岩手県福祉総合相談センター 児童女性部長	
吉田康司	盛岡市立ひまわり学園長	
(未定)	岩手医科大学医学部教授(整形外科学講座)	